

〔解答〕 2)

解説〕

1) 不適切。

企業型年金および個人型年金の掛金額の合計が、拠出限度額の範囲内での各月拠出であれば、引き続き個人型年金加入者のままでいることもできます。

2) 適切。

確定給付企業年金の規約に、確定拠出年金からの資産の移換を受け入れる旨の定めがある場合、企業型年金および個人型年金の個人別管理資産を移換することができます。

3) 不適切。

個人型年金からの個人別管理資産の移換の申出には、期限の定めはありません。

4) 不適切。

企業型年金の加入者資格を喪失した場合は、通算企業年金に個人別管理資産を移換することができますが、個人型年金の加入者資格を喪失した場合は、通算企業年金への移換はできません。